

法務省民商第 4 1 1 号  
令和 4 年 8 月 2 5 日

法 務 局 長 殿  
地 方 法 務 局 長 殿

法 務 省 民 事 局 長  
( 公 印 省 略 )

商業登記規則及び電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う商業・法人登記事務の取扱いについて（通達）

商業登記規則及び電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 4 年法務省令第 3 5 号。以下「改正省令」という。）が本年 8 月 1 8 日に公布され、同年 9 月 1 日から施行されることとなりましたが、これに伴う商業・法人登記事務の取扱いについては、下記の点に留意するよう、貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

なお、本通達中、「規則」とあるのは、改正後の商業登記規則（昭和 3 9 年法務省令第 2 3 号）を、「提供規則」とあるのは、改正後の電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行規則（平成 1 2 年法務省令第 2 8 号）をいい、引用する条文は、全て改正後のものです。

おって、本通達に抵触する従前の取扱いは、この通達により変更したものとします。

## 記

### 第 1 本通達の趣旨

本通達は、改正省令の施行に伴い、登記事項証明書等の記載事項に関する特例に関する改正（規則第 3 1 条の 2 及び第 3 4 条（他の法令において準用する場合を含む。）、電気通信回線を使用して提供することに適しない情報に関する改正（提供規則第 1 条第 1 項第 2 号の 2）及び会社の役員等又は社員等の氏の記録に関する改正（規則第 8 1 条の 2、第 8 8 条の 2

及び第 9 2 条（他の法令において準用する場合を含む。））について、事務処理上の留意事項を明らかにしたものである。

## 第 2 登記事項証明書等の記載事項に関する特例に関する改正

### 1 住所非表示措置申出

#### (1) 申出の対象となる被害者等の範囲

登記事項証明書又は登記事項要約書に記載された自然人の住所の非表示の申出（以下「住所非表示措置申出」という。）の対象となる「被害者等」は、住所が登記記録に登録されている自然人のうち、①配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 1 条第 2 項に規定する被害者であって更なる暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがある者、②ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成 12 年法律第 81 号。以下「ストーカー規制法」という。）第 6 条に規定するストーカー行為等に係る被害を受けた者であって更に反復して同法第 2 条第 1 項に規定するつきまとい等又は同条第 3 項に規定する位置情報無承諾取得等をされるおそれがある者、③その他これらに準ずる者とされた（規則第 31 条の 2 第 1 項）。

その他これらに準ずる者としては、児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 2 条に規定する児童虐待を受けた被害者であり、かつ、再び児童虐待を受けるおそれがあるもの又は監護等を受けることに支障が生じるおそれがあるもの、虐待を受けている 18 歳以上の被害者、交際相手から暴力を受けた被害者等がこれに当たる。

#### (2) 非表示の対象となる住所

登記記録に登録されている自然人の住所であれば、非表示の対象になることとされた（規則第 31 条の 2 第 1 項）。

なお、ここでいう「住所」とは、現在の住所をいい、当該住所が従前から登記されている場合を除き、過去に登録された住所を非表示の対象とすることはできない。

#### (3) 申出人の範囲

住所非表示措置申出は、被害者等又は登記の申請人（被害者等が登記の申請人である場合を除く。以下同じ。）によって行うこととされた（規則第 31 条の 2 第 1 項）。

## (4) 申出の方法

被害者等又は登記の申請人は、申出書に必要事項を記載し、必要な書面を添付し、登記の申請人が申出をするときは申出書又は委任による代理人の権限を証する書面に当該申請人が登記所に提出している印鑑を押印しなければならないとされた（規則第 3 1 条の 2 第 2 項から第 4 項まで）。

各手続の詳細は以下のとおりである。

ア 申出書の記載事項（規則第 3 1 条の 2 第 2 項。申出書の様式については、別紙様式例 1 のとおり。）

(ア) 申出が会社又は外国会社の登記に係るものである場合にあつては商号及び本店の所在場所、申出が商号（会社の商号を除く。）の登記に係るものである場合にあつては商号及び営業所、申出が後見人の登記に係るものである場合にあつては後見人の氏名又は名称及び住所、申出が支配人の登記に係るものである場合にあつては支配人の氏名及び住所

(イ) 申出人の資格、氏名、住所及び連絡先

(ウ) 被害者等の資格、氏名、住所及び連絡先

(エ) 代理人によって申出をするときは、当該代理人の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに代理人が法人であるときはその代表者の資格及び氏名

(オ) 住所非表示措置を希望する旨及びその理由

(カ) 申出の年月日

イ 添付書面（規則第 3 1 条の 2 第 3 項）

(ア) 住所が明らかにされることにより被害を受けるおそれがあることを証する書面

市区町村が発行している DV 等支援措置決定通知書や、ストーカー規制法に基づく警告等実施書面、配偶者暴力相談支援センターの DV 被害者相談証明といった公的書面がこれに該当する。

なお、いずれの書面についても、原本還付が認められる（規則第 4 9 条の類推適用）。

(イ) 申出書に記載されている被害者等の氏名及び住所が記載されている市町村長（特別区の区長を含む。）その他の公務員が職務上作成

した証明書（被害者等が原本と相違がない旨を記載した謄本を含む。）

被害者等の住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書、戸籍の附票の写し又は外国に居住する取締役等の氏名及び住所が記載されている日本国領事が作成した証明書のほか、運転免許証やマイナンバーカード等の謄本であって、被害者等が原本と相違ない旨を記載し、記名したのものも、これに該当する。

なお、運転免許証等、裏面に変更履歴等が記載される証明書の謄本については、裏面も複写されたものでなければならない。

また、外国語で作成された証明書については、日本語による訳文の添付を要する。

(ウ) 代理人によって住所非表示措置の申出をするときは、当該代理人の権限を証する書面

#### ウ 登記官による被害者等の本人確認等手続

登記官は、住所非表示措置の申出があった場合において、住所非表示措置を講じるに当たって必要があると認めるときは、被害者等に対し、出頭等を求めることができることとされた（規則第31条の2第5項）。ここでいう「必要があると認めるとき」として、具体的には、添付書面の内容に疑義があるような場合や申出が被害者等又は登記の申請人によって行われたものでないことが疑われる場合等がこれに当たる。

なお、本項の規定に基づいて被害者等に対し聴取を行った場合には、その結果を記載した調書を作成し、申出書とともに後述の住所非表示措置申出等書類つづり込み帳につづり込むものとする。

#### (5) 住所を記載しない措置

申出人から規則第31条の2第2項から第4項までの要件を満たした申出がされた場合、登記官は、登記事項証明書又は登記事項要約書に当該住所を記載しない措置を講ずるものとされた（規則第31条の2第1項）。この場合の記録例は、別紙記録例1(1)及び(2)によるものとする。

### 2 住所非表示措置の終了

#### (1) 住所非表示措置を希望しない旨の申出

被害者等又は登記の申請人から住所非表示措置を希望しない旨の申出

がされたときは、登記官は住所非表示措置を終了させるものとされた(規則第 3 1 条の 2 第 6 項第 1 号)。

この場合の申出の方法、添付書面、申出書等への押印及び登記官による被害者等の本人確認等手続は、上記 1 の(4)と同様である(1 の(4)のアの(エ)、イの(ア)、イの(ウ)を除く。申出書の様式については、別紙様式例 2 のとおり)。

なお、住所非表示措置の申出がされた後に、被害者等の重任及び氏名変更の登記がされた場合であっても、これと同時に住所非表示措置を希望しない旨の申出がされない限り、登記官は住所非表示措置を終了させることはないが、被害者等の住所変更の登記が申請された場合は、従前の住所非表示措置は終了し、新しい住所について非表示を求める場合は、新たな住所非表示措置申出を行う必要がある。

#### (2) 住所非表示措置をした年の翌年から 3 年を経過したとき

住所非表示措置をした年の翌年から 3 年を経過したときは、登記官が当該住所非表示措置を終了させないことが相当であると認めるときを除き、登記官は住所非表示措置を終了させるものとされた(規則第 3 1 条の 2 第 6 項第 2 号)。

ここでいう「住所非表示措置を終了させないことが相当であると認めるとき」として、具体的には、災害等により期間内に再度の住所非表示措置申出をすることが不可能である場合がこれに当たる。

また、登記官は、住所非表示措置をした年の翌年から 3 年の期間満了前に、申出書に記載された被害者等の住所宛てに、別紙様式例 3 又はこれに準じる様式による文書を送付することとする。

### 3 オンラインによる申出

登記の申請と同時に行う上記 1 及び 2 (1)の申出は、オンラインによりこれを行うことができることとされた(規則第 1 0 1 条第 1 項第 1 号の 2)。

### 4 書類の保存

登記所は、住所非表示措置申出等書類つづり込み帳を備えるものとされ(規則第 3 4 条第 1 項第 1 1 号の 2)、住所非表示措置申出等書類つづり込み帳には、住所非表示措置申出及び住所非表示措置を希望しない旨の申出に関する書類(添付書類を含む。)がつづり込まれることとされた(規

規則第 3 4 条第 3 項第 7 号の 2)。そして、住所非表示措置申出等書類つづり込み帳の保存期間は、作成した年の翌年から 3 年間とされた（規則第 3 4 条第 4 項第 2 2 号の 2)）。

なお、これらの申出に関する書類は、登記簿の附属書類に該当するが、申請書類つづり込み帳につづり込むものではなく、住所非表示措置申出等書類つづり込み帳につづり込むものであり（規則第 1 0 条第 1 項、第 3 4 条第 3 項第 7 号の 2)、保存期間も通常の附属書類とは異なるものとされた（規則第 3 4 条第 4 項第 4 号、同項第 2 2 号の 2)）。

#### 5 登記簿の附属書類の取扱い

当該申出書及び被害者等の現住所が記載されている登記簿の附属書類（以下この項において「申出書等」という。）について、申出人から閲覧の制限の申出があったときは、住所が記載されている部分を塗抹するなどして閲覧をすることができない措置を施した申出書等の写しを作成し、住所非表示措置申出等書類つづり込み帳又は申請書類つづり込み帳（以下「住所非表示措置申出等書類つづり込み帳等」という。）につづり込み、住所非表示措置申出等書類つづり込み帳等につづり込まれた申出書等の写しの 1 ページ目の適宜の箇所に、閲覧の制限があることが一見して明らかになるような措置を施し、申出書等の原本は、住所非表示措置申出等書類つづり込み帳の最後部につづり込むものとする（申請書類つづり込み帳にあっては、申出書の写しと共につづり込む）。

被害者等又はその代理人から閲覧の制限の申出があった申出書等について閲覧の請求があった場合には、原本を閲覧に供し、それ以外の者から閲覧の制限の申出があった申出書等について閲覧の請求があった場合には、原則として、上記閲覧をすることができない措置を施した申出書等の写しを閲覧に供するものとする。

#### 6 その他法人等の登記における取扱い

規則第 3 1 条の 2 等の規定を準用することとなる以下の法人等の登記についても、上記 1 から 5 までと同様の取扱いがされることとされた（一般社団法人等登記規則（平成 2 0 年法務省令第 4 8 号）第 3 条等）。

なお、その他法人等の登記における記録例は、別紙記録例 1 (3) から (9) までによるものとする。

##### (1) 一般社団法人又は一般財団法人の登記

- (2) 投資法人の登記
- (3) 特定目的会社の登記
- (4) 会社及び上記(1)から(3)までの法人を除くその他の法人（以下「各種法人」という。）の登記
- (5) 投資事業有限責任組合契約の登記又は有限責任事業組合契約の登記
- (6) 限定責任信託の登記

### 第3 電気通信回線を使用して提供することに適しない情報に関する改正

商業登記簿、法人の登記簿、投資事業有限責任組合契約登記簿、有限責任事業組合契約登記簿又は限定責任信託登記簿に記録されている登記情報のうち、規則第31条の2第1項（他の法令において準用する場合を含む。）の規定により住所非表示措置が講じられることとなるものについて、電気通信回線を使用して提供することに適しない情報とされた（提供規則第1条第1項第2号の2）。

### 第4 役員等の氏の記録に関する改正

#### 1 株式会社の登記における改正（規則第81条の2関係）

##### (1) 旧氏の記録の申出をすることができる場合

会社の代表者は、取締役、監査役、執行役、会計参与若しくは会計監査人又は清算人（以下「役員等」という。）の一の旧氏（以下単に「旧氏」という。）を登記簿に記録するよう申し出ることができるとされた（規則第81条の2第1項前段）。

本改正により、登記簿に記録するよう申し出ることができる旧氏は、婚姻前の旧氏に限られず、登記の申請時以外の申出も認められることとなった。

また、登記簿（閉鎖した登記事項を除く。）にその役員等について旧氏の記録がされていたことがあるときは、最後に記録されていた旧氏より後に称していた旧氏に限り、登記簿に記録するよう申し出ることができるとされた（規則第81条の2第1項後段）。

さらに、会社の代表者は、当該会社の登記簿に旧氏の記録がされている者について氏の変更の登記がされた場合には、登記簿に記録がされている旧氏を当該変更の登記の直前に称していた旧氏に変更するよう申し

出ることができる」とされた（規則第 8 1 条の 2 第 7 項）。

## (2) 申出の方法

会社の代表者は、申出書に必要事項を記載し、必要な書面を添付し、申出書又は委任による代理人の権限を証する書面に当該会社の代表者が登記所に提出している印鑑を押印しなければならないとされた（規則第 8 1 条の 2 第 2 項から第 4 項まで）。

各手続の詳細は以下のとおりである。

ア 申出書の記載事項（規則第 8 1 条の 2 第 2 項各号。申出書の様式については、別紙様式例 4 のとおり。）

(ア) 申出に係る会社の商号及び本店の所在場所並びに当該会社の代表者の資格、氏名、住所及び連絡先

(イ) 旧氏を記録すべき役員又は清算人の氏名

(ウ) 上記(イ)の役員又は清算人について記録すべき旧氏

(エ) 代理人によって申出をするときは、当該代理人の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに代理人が法人であるときはその代表者の資格及び氏名

(オ) 申出の年月日

イ 添付書面（規則第 8 1 条の 2 第 3 項）

(ア) 記録すべき旧氏を証する書面

a 初めて旧氏を記録する場合

併記しようとする旧氏の記載がある除籍抄本等から現在の氏の記載がある戸籍に至る全ての戸除籍抄本等が必要となる。

なお、住民票やマイナンバーカード、運転免許証に既に併記されている旧氏と同じ旧氏の併記を希望する場合には、これらの写しでも足りる。

おって、一部の運転免許証等、裏面にのみ旧氏が記載されるものについては、裏面も複写されたものでなければならない。

b それ以外の場合（規則第 8 1 条の 2 第 1 項後段の申出を含む。）

併記しようとする旧氏の記載がある除籍抄本等から現在の氏の記載がある戸籍に至る全ての戸除籍抄本等が必要となる。

## (3) 旧氏の記録

申出がされた場合には、登記官は、その申出に係る旧氏を登記記録に



記録するものとされた（規則第 8 1 条の 2 第 5 項）。

この場合にする旧氏の記録については、当該役員等の氏名に続けて、括弧書きでその旧氏及びその名を記録するものとし、旧氏をも記録すべき役員等が代表取締役、代表執行役又は代表清算人であるときは、当該代表取締役、代表執行役又は代表清算人の氏名についても、続けて、括弧書きでその旧氏及びその名を記録するものとする。

なお、旧氏の記録の申出があった場合の記録例は、別紙記録例 2 (1) から (3) までによるものとする。

(4) 旧氏の記録を希望しない申出

会社の代表者は、当該会社の登記簿に記録がされている旧氏の記録を希望しない旨を申し出ることができることとされた（規則第 8 1 条の 2 第 9 項）。

旧氏の記録を希望しない旨の申出書の記載事項は、所要の読替えを行う以外は、同条第 2 項各号のとおりであり、また、当該申出書の添付書面については、記録を希望しない旧氏を証する書面を要しないこととされた（規則第 8 1 条の 2 第 1 0 項。申出書の様式については、別紙様式例 5 のとおり。）。

なお、旧氏の記録を希望しない旨の申出があった場合の記録例は、別紙記録例 2 (4) 及び (5) によるものとする。

(5) その他

株式会社の設立の登記、役員等の就任による変更の登記、清算人の登記又は役員等の氏の変更の登記と同時に行う規則第 8 1 条の 2 第 1 項、第 7 項及び第 9 項の申出については、申出書の提出をする方法のほか、申請書に申出事項を記載する方法で行われたものであっても差し支えない。この場合、申請書及びその添付書面のうち、申出に係る部分の写しを作成し、当該写しについては、立件簿につづり込むものとする。

(6) オンラインによる申出

登記の申請と同時に行う (2) 及び (4) の申出は、オンラインによりこれを行うことができることとされた（規則第 1 0 1 条第 1 項第 1 号の 2）。

(7) 申出書の保存

上記 (2) 及び (4) の申出書並びにその添付書面は、立件簿につづり込むものとする。

2 持分会社の登記における改正

持分会社についても、上記 1 と同様の取扱いがされることとされた（規則第 88 条の 2、第 90 条、第 92 条）。

3 その他法人等の登記における取扱い

規則第 81 条の 2 の規定を準用している以下の法人等の登記についても、上記 1 と同様の取扱いがされることとされた（一般社団法人等登記規則第 3 条等）。

- (1) 一般社団法人又は一般財団法人の登記
- (2) 投資法人の登記
- (3) 特定目的会社の登記
- (4) 各種法人の登記
- (5) 投資事業有限責任組合契約の登記又は有限責任事業組合契約の登記
- (6) 限定責任信託の登記

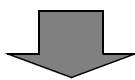
## 別紙記録例 1

(1) 住所変更の登記と同時に、新しい住所につき商業登記規則第31条の2第1項の申出があった場合

役員に関する事項	東京都千代田区霞が関一丁目1番1号 代表取締役 甲野花子	令和 4年 9月30日住所 移転
	商業登記規則第31条の2の規定による措置 代表取締役 甲野花子	令和 4年10月 3日登記

(2) 商業登記規則第31条の2第1項の単独申出があった場合

役員に関する事項	東京都千代田区霞が関一丁目1番1号 代表取締役 甲野花子	令和 4年 9月30日重任
	東京都千代田区霞が関一丁目1番1号 代表取締役 甲野花子	令和 4年10月 3日登記



役員に関する事項	商業登記規則第31条の2の規定による措置 代表取締役 甲野花子	令和 4年 9月30日重任
	商業登記規則第31条の2の規定による措置 代表取締役 甲野花子	令和 4年10月 3日登記

(3) 上記(1)の申出が一般社団法人の登記でされた場合

役員に関する事項	東京都千代田区霞が関一丁目1番1号 代表理事 甲野花子	令和 4年 9月30日住所 移転
	一般社団法人等登記規則第3条において準用する 商業登記規則第31条の2の規定による措置 代表理事 甲野花子	令和 4年10月 3日登記

(4) 上記(1)の申出が投資法人の登記でされた場合

役員に関する事項	東京都千代田区霞が関一丁目1番1号 執行役員 甲野花子	令和 4年 9月30日住所 移転
	投資法人登記規則第3条において準用する商業 登記規則第31条の2の規定による措置 執行役員 甲野花子	令和 4年10月 3日登記

(5) 上記(1)の申出が特定目的会社の登記でされた場合

役員に関する事項	<u>東京都千代田区霞が関一丁目1番1号</u> 取締役 甲 野 花 子	令和 4年 9月30日住所 移転
	特定目的会社登記規則第3条において準用する 商業登記規則第31条の2の規定による措置 取締役 甲 野 花 子	令和 4年10月 3日登記

(6) 上記(1)の申出が各種法人等の登記でされた場合

役員に関する事項	<u>東京都千代田区霞が関一丁目1番1号</u> 代表理事 甲 野 花 子	令和 4年 9月30日住所 移転
	各種法人等登記規則第3条において準用する商 業登記規則第31条の2の規定による措置 代表理事 甲 野 花 子	令和 4年10月 3日登記

(7) 上記(1)の申出が投資事業有限責任組合契約の登記でされた場合

無限責任組合員・ 清算人に関する事 項	<u>東京都千代田区霞が関一丁目1番1号</u> 無限責任組合員 甲 野 花 子	令和 4年 9月30日住所 移転
	投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組 合契約登記規則第8条において準用する商業登 記規則第31条の2の規定による措置 無限責任組合員 甲 野 花 子	令和 4年10月 3日登記

(8) 上記(1)の申出が有限責任事業組合契約の登記でされた場合

組合員・清算人に 関する事項	<u>東京都千代田区霞が関一丁目1番1号</u> 組合員 甲 野 花 子	令和 4年 9月30日住所 移転
	投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組 合契約登記規則第8条において準用する商業登 記規則第31条の2の規定による措置 組合員 甲 野 花 子	令和 4年10月 3日登記

(9) 上記(1)の申出が限定責任信託の登記でされた場合

受託者等に関する 事項	<u>東京都千代田区霞が関一丁目1番1号</u> 受託者 甲 野 花 子	令和 4年 9月30日住所 移転
	限定責任信託登記規則第8条において準用する 商業登記規則第31条の2の規定による措置 受託者 甲 野 花 子	令和 4年10月 3日登記

## 別紙記録例 2

(1) 設立の登記の申請と同時に取締役及び代表取締役につき商業登記規則第 8 1 条の 2 第 1 項の申出があった場合

役員に関する事項	取締役                    甲野〇〇（乙原〇〇）
	東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 代表取締役            甲野〇〇（乙原〇〇）

〔注〕 株式会社の設立の登記の申請と同時に設立時取締役甲野〇〇の一の旧氏「乙原」につき商業登記規則第 8 1 条の 2 第 1 項の申出があった場合の記録例である。

(2) 取締役及び代表取締役の重任の登記の申請と同時に当該取締役及び代表取締役につき商業登記規則第 8 1 条の 2 第 1 項の申出があった場合

役員に関する事項	<u>取締役</u> <u>甲 野 〇 〇</u>	
	取締役                    甲野〇〇（乙原〇〇）	令和 4 年 9 月 3 0 日重任 ----- 令和 4 年 1 0 月 3 日登記
	<u>東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号</u> <u>代表取締役</u> <u>甲 野 〇 〇</u>	
	東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 代表取締役            甲野〇〇（乙原〇〇）	令和 4 年 9 月 3 0 日重任 ----- 令和 4 年 1 0 月 3 日登記

〔注〕 代表取締役である取締役甲野〇〇について、取締役及び代表取締役の重任の登記の申請と同時にその旧氏「乙原」につき商業登記規則第 8 1 条の 2 第 1 項の申出があった場合の記録例である。

(3) 取締役及び代表取締役につき商業登記規則第 8 1 条の 2 第 1 項の単独申出があった場合

役員に関する事項	<u>取締役</u> <u>甲 野 〇 〇</u>	
	取締役                    甲野〇〇（乙原〇〇）	氏の記録に関する申出 ----- 令和 4 年 1 0 月 3 日登記
	<u>東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号</u> <u>代表取締役</u> <u>甲 野 〇 〇</u>	
	東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 代表取締役            甲野〇〇（乙原〇〇）	氏の記録に関する申出 ----- 令和 4 年 1 0 月 3 日登記

〔注〕 代表取締役である取締役甲野〇〇について、その旧氏「乙原」につき商業登記規則第 8 1 条の 2 第 1 項の単独申出があった場合の記録例である。

(4) 取締役及び代表取締役の重任の登記の申請と同時に当該取締役及び代表取締役につき商業登記規則第81条の2第9項の申出があった場合

役員に関する事項	<u>取締役</u> <u>甲野〇〇（乙原〇〇）</u>	
	取締役                      甲 野 〇 〇	令和 4年 9月30日重任
		令和 4年10月 3日登記
	<u>東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号</u> <u>代表取締役</u> <u>甲野〇〇（乙原〇〇）</u>	
	東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 代表取締役                      甲 野 〇 〇	令和 4年 9月30日重任
		令和 4年10月 3日登記

〔注〕 代表取締役である取締役甲野〇〇について、取締役及び代表取締役の重任の登記の申請と同時にその旧氏「乙原」につき商業登記規則第81条の2第9項により、併記していた旧氏の記録を希望しない旨の申出があった場合の記録例である。

(5) 取締役及び代表取締役につき商業登記規則第81条の2第9項の単独申出があった場合

役員に関する事項	<u>取締役</u> <u>甲野〇〇（乙原〇〇）</u>	
	取締役                      甲 野 〇 〇	氏の記録に関する申出
		令和 4年10月 3日登記
	<u>東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号</u> <u>代表取締役</u> <u>甲野〇〇（乙原〇〇）</u>	
	東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 代表取締役                      甲 野 〇 〇	氏の記録に関する申出
		令和 4年10月 3日登記

〔注〕 代表取締役である取締役甲野〇〇について、その旧氏「乙原」につき商業登記規則第81条の2第9項により、併記していた旧氏の記録を希望しない旨の単独申出があった場合の記録例である。

## 住所非表示措置申出書

申 出 年 月 日	
商 号 (氏名又は名称)	
本 店 (営業所又は住所)	
申 出 人 の 表 示	住所 資格 氏名 連絡先 印 (注 1)
被 害 者 等 の 表 示	住所 資格 氏名 連絡先
代 理 人 の 表 示	住所 氏名 連絡先
住 所 非 表 示 措 置 を 希 望 す る 旨 及 び そ の 理 由	私は、以下のとおり現住所に関する住所非表示措置を希望します。 ・ 現住所に関して非表示措置を希望する期間 (開始時期) (注 2) ・ 非表示措置を希望する理由
住 所 が 明 ら か に さ れ る こ と に よ り 被 害 を 受 け る お そ れ が あ る こ と を 証 す る 書 面  (いずれか1つにチェック)	<input type="checkbox"/> D V 等 支 援 措 置 決 定 通 知 書 <input type="checkbox"/> 保 護 命 令 決 定 書 の 写 し <input type="checkbox"/> ス ト ー カ ー 規 制 法 に 基 づ く 警 告 等 実 施 書 面 <input type="checkbox"/> そ の 他 の 公 的 書 面 ( ) (注 3)
1 申出をした年の翌年から3年の期間満了により措置終了となることを了承します。 2 捜査機関からの捜査事項照会や裁判所からの調査嘱託等により、住所が表示された登記事項証明書等が発行されることが有り得ることを了承します。	
(申出会社等の本店等所在地を管轄する登記所) (地方) 法務局 宛て	

(注 1) 申出人が被害者等でない場合、申出をする会社等の代表者が登記所に提出している印鑑を押印します。

なお、被害者等本人が申出人となる場合、申出書への押印は不要です。

(注 2) 記載がない場合は、履歴事項全部証明書に表示される範囲で現住所に係る非表示措置を行います。

(注 3) 配偶者暴力相談支援センターのDV被害者相談証明等がこれに該当します。

## 住所非表示措置を希望しない旨の申出書

申 出 年 月 日	
商 号 (氏名又は名称)	
本 店 (営業所又は住所)	
申 出 人 の 表 示	住所 資格 氏名 連絡先                      —                      — 印 (注)
被 害 者 等 の 表 示	住所 資格 氏名 連絡先                      —                      —
住 所 非 表 示 措 置 を 希 望 し な い 旨 及 び そ の 理 由	私は、住所非表示措置を以後希望しないことを申し出ます。 ・ 非表示措置を希望しない理由
(申出会社等の本店等所在地を管轄する登記所)                      (地方) 法務局                      宛て	

(注) 申出人が被害者等でない場合、申出をする会社等の代表者が登記所に提出している印鑑を押印します。

なお、被害者等本人が申出人となる場合、申出書への押印は不要です。



通知第 号  
年 月 日

本店又は主たる事務所  
商号又は名称

殿

〒 〇市〇町一丁目〇番〇号  
電話 〇〇〇〇－〇〇〇〇  
〇〇（地方）法務局 （法人）登記部門  
〇〇支局  
〇〇出張所

通 知 書

令和〇年〇月〇日、貴殿又は貴社（貴法人）の代表者等から、住所非表示措置の申出がされておりますが、当該措置の期間が令和〇年〇月〇日をもって終了しますので、お知らせします。

なお、引き続き住所非表示を希望される場合は、管轄の登記所において再度住所非表示措置の申出を行っていただきますよう、お願いいたします。

## 旧氏併記申出書

申 出 年 月 日	
商 号 (名 称)	
本 店 (主たる事務所の所在地)	
会社の代表者等の表示	住所 資格 氏名 印 (注 1) 連絡先 — —
旧氏を記録する者の資格及び氏名	資格 氏名
記録すべき旧氏	<input type="checkbox"/> 初めて旧氏を記録する (注 2)
代理人の表示	住所 氏名 連絡先 — —
添 付 書 面	<input type="checkbox"/> 戸籍の全部事項証明書・個人事項証明書・一部事項証明書 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本・抄本 <input type="checkbox"/> その他の公的書面 ( ) <input type="checkbox"/> 委任状
(申出会社等の本店等所在地を管轄する登記所) (地方) 法務局 宛て	

(注 1) 申出をする会社等の代表者が登記所に提出している印鑑を押印します。なお、申出が代理人によって行われる場合、申出書への押印に代えて、委任状に押印します。

(注 2) 当該役員等について初めて旧氏を記録する場合のみ、チェックします。記録する旧氏を変更する場合及び過去旧氏を記録していたがこれを希望しない旨の申出により現在は旧氏を記録していない場合は、チェックしません。

## 旧氏の記録を希望しない旨の申出

申 出 年 月 日	
商 号 (名 称)	
本 店 (主たる事務所の所在地)	
会社の代表者等の表示	住所 資格 氏名 印(注) 連絡先 — —
旧氏の記録を希望しない者の資格及び氏名	資格 氏名
記録を希望しない旧氏	
代理人の表示	住所 氏名 連絡先 — —
(申出会社等の本店等所在地を管轄する登記所) (地方)法務局 宛て	

(注) 申出をする会社等の代表者が登記所に提出している印鑑を押印します。なお、申出が代理人によって行われる場合、申出書への押印に代えて、委任状に押印します。